



講演会「障害のある方の成年後見制度」

成年後見制度とは判断能力が十分ではない方に対し、財産管理や契約行為等、法的に支援する制度です。

「成年後見制度って何?」「将来は必要だと思っけどまだ早いと思う…」等、日頃感じている点などについて、今回は障害のある方に対する成年後見制度という部分にポイントを絞って、実際に障害のある方の後見人をされている講師から、事例を交えたお話をさせていただきます。

日時：平成29年7月19日（水）

10:30～12:00（受付10:00～）

場所：守口市役所1階 市民会議室 104, 105

守口市京阪本通2丁目5番5号

講師：植田 敬次氏（社会福祉士）

参加費：無料

定員：70名程度（申し込み多数の場合は先着順）

当日、手話通訳・要約筆記を配置します。またレジュメの点字資料が必要な方は、お申し込みの際にお伝えください。



◎お申し込み・お問い合わせ

※電話・FAX・来所にてお申し込みください
(裏面に申込書があります)

申込締切：7月11日（火）

【申し込み・問い合わせ先】

守口市障害者基幹相談支援センター

守口市大宮通1-13-7 守口市市民保健センター

TEL：06-6993-5601

FAX：06-6993-5602

そうふさき
送付先FAX: 06-6993-5602

へいせい ねんど しょうがい かた せいねんこうけんせいど さんかもうしこみしょ
平成29年度 障害のある方の成年後見制度 参加申込書

ふりがな	
さんかしゃしめい 参加者氏名	
れんらくさき 連絡先	
ぞく せい 属 性	しょうがいとうじしゃ かぞく いっぱんしみん ぼらんていあ 障害当事者、 家族、 一般市民、 ボランティア、 ふくしかんけいしゃ じぎょうしょめい 福祉関係者（事業所名： ） その他（ ）
てんじしりょう 点字資料	ひつ よう 必 要

こうえんかいないう なか じぜん いただ しつもん こた いただ じかん もう
※講演会内容の中で、事前に頂いたご質問にお答え頂く時間を設けており
ます。成年後見制度に関して講師に聞いてみたいことがありましたら、下記
にご記入ください（すべての質問にお答えできない場合もあります）

と あ もりぐちししょうがいしゃきかんそうだんしえん いわさき くぼ
お問い合わせ：守口市障害者基幹相談支援センター（岩崎、久保）
TEL: 06-6993-5601 FAX: 06-6993-5602